

機体登録制度

第 1 章 目的

(目的)

- 第 1 条** この制度は、日本国内で飛行、係留を行う気球を一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）に登録することで、日本国内の気球の把握を目的とする。この法人はインスペクターによる機体検査の結果をもとに、会員から申請された機体を登録する。
- 2** 機体登録及び更新時にインスペクターによる機体検査を実施することにより機体の安全性を確認し、機体の不具合による事故を防止する。

第 2 章 概要

(対象)

- 第 2 条** この法人の会員が登録を希望する自由気球を対象とし、会員が管理する気球に対して適用される。

(概要)

- 第 3 条** インスペクターが機体検査を実施し、安全に飛行可能であることを確認した機体に対して、球皮ごとに登録番号を割り当て、バーナー、バスケットを含めた一式として登録する。機体登録の有効期限は 2 年とする。
- 2** 登録番号が割り当てられた球皮に対して、登録と異なるバーナーもしくはバスケットとの組み合わせについても、インスペクターが検査し、安全に飛行可能であることを確認した場合は、登録の有効期限内に限り、その組み合わせに対しても登録された組み合わせと同等に扱う。その際、インスペクターは検査したバーナー・バスケットの組み合わせを耐空証明に追記する。また、機体管理者は追記されたバーナー・バスケットの組み合わせをこの法人の事務局に届ける。
- 3** 登録の有効期限内は機体管理者が機体の管理を行うとともに、飛行実績の報告等も行う。
- 4** 更新に際してはインスペクターが機体検査を行い、安全に飛行可能であることを確認した場合、機体管理者が更新手続きを行うことで更新する。更新手続きがなされなかった機体は自動的に登録を抹消する。

第 3 章 機体検査

(機体登録基準)

- 第 4 条** この法人の有人気球耐空性審査基準及び機体チェックシートに基づいた機体検査に合格した機体を登録する。

(機体検査)

- 第 5 条** 実施資格はこの法人が認定したインスペクターとする。
- 2** この法人の有人気球耐空性審査基準及び機体チェックシートを基準とする。
- 3** 機体検査の有効期間は機体検査合格後 3 カ月とする。
- 4** 機体検査費用に関して、可否に関わらず 1 回の検査あたり次のとおりとする。
- (1) 球皮、バーナー、バスケットのセットでの検査料：5,000 円
- (2) バーナー、バスケットの追加時の検査料：2,000 円
- 5** 機体検査料は検査実施前にこの法人のゆうちょ銀行振替口座へ支払うものとする。ただしインスペクターの交通費、その他必要経費は、別途インスペクターに直接支払う。
- 6** 合格した機体チェックシートは、機体管理者が申請書とともに事務局へ提出する。不合格の場合は、インスペクターが提出する。

第 4 章 登録申請

(新規登録申請)

第 6 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書。
- (2) 新規登録料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 機体チェックシート。（インスペクターのサインがあること、機体検査料の送金証明を貼付のこと）
- (4) JA 番号が確認できる機体全体が写った写真 1 枚

2 新規登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 機体新規登録料 6,000 円
- (2) 払込先はこの法人のゆうちょ銀行振替口座とする。

(更新申請)

第 7 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書。
- (2) 更新料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 機体チェックシート。（インスペクターのサインがあること、機体検査料の送金証明を貼付のこと）

2 更新申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 機体更新料 4,000 円
- (2) 払込先はこの法人のゆうちょ銀行振替口座とする。

(再登録申請)

第 8 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書。
- (2) 再登録料の送金証明。（振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと）
- (3) 機体チェックシート。（インスペクターのサインがあること、機体検査料の送金証明を貼付のこと）

2 再登録申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 機体再登録料 6,000 円
- (2) 払込先はこの法人のゆうちょ銀行振替口座とする。

(追加申請)

第 9 条 機体登録が有効な機体に関して、バーナー、バスケットを追加する場合、インスペクターは機体検査で合格したバーナー、バスケットの情報を耐空証明に記載し、サインすることにより発効する。

2 機体管理者は、追加されたバーナー、バスケットの情報を事務局へ提出する。

3 検査したバーナー、バスケットの組み合わせのみを有効とする。

※バーナーA・バスケットA、及びバーナーB・バスケットBが耐空証明に追加されている場合、バーナーA・バスケットBの組み合わせは無効。

4 有効期限は耐空証明の有効期限と同じとする。

附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。